

確定申告には社会保険料 控除証明書の添付を

確定申告の時期になりました。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、証明書が必要となりますので、必ず添付してください。



国民年金保険料は、確定申告の際に、平成18年1月から12月までに納めた本人や家族の保険料の全額が、社会保険料控除として所得税や住民税の課税対象の所得から差し引かれます。

おむつ費用の医療費控除

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要ですが、忘れずに添付してください。

また、老齢基礎年金等の年金受給者は、雑所得となり、所得税や住民税の対象になるので、申告が必要となります（老齢福祉年金は除く）。

介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」がなくても、医療費控除の対象となる場合があります。

介護保険料を納め忘れていませんか

介護保険制度は開始から今年で、7年目を迎えました。年々、対象者が増えるとともに、保険料の納め忘れも多くなっています。

◇2月は最終納期です
2月は、平成18年度の最終納期です。納め忘れのないよう、早めに納付しましょう。

◇安心・便利な口座振替の
利用を
第1号被保険者（満65歳以上の方）の介護保険料の納付

は、安心・便利な口座振替のご利用をお勧めします。

口座振替を申し込みの際には、金融機関・郵便局窓口にて、介護保険料納入通知書・預金通帳・通帳印をお持ちの上、手続きをしてください。

名義以外の預金口座でも申し込みができます。

介護年金課介護管理係
☎(70)0309

架空の「訴訟決定通達書」 にご注意ください

「訴訟執行事務局」と名乗り、重要書類在中と記載された封書が多数送付されています。

内容は「訴訟決定通達書」と書かれ、消費料金が未納なため民事訴訟を行うというものです。これは架空請求ですので、絶対に連絡をしないようご注意ください。

問住民課町民相談係
☎(70)0342

町では、認知症高齢者とその家族を支えるためのネットワークを構築する「認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業（通称やさしくねっと）」に取り組んでいま

やさしくねっと講演会に参加しませんか

す。

多くの人が、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる住みよい町になるよう講演会を開催します。

日時 3月3日(土)13時30分
会場 保健文化センター3階ホール
演題・講師 「正しく知ろう 認知症」・きみのもりくりニック院長 平井伸治氏
入場料 無料
問健康福祉課高齢者福祉係
☎(70)0332

在宅介護支援センターだより 41

認知症の早期発見

わたしたちは年をとると、体の衰えと同様に、記憶力や理解力が低下し、わかりきっているはずのことが思い出せない、勘違いなどをしてしまうことがあります。

認知症は、早期発見・早期治療が大切です。「ちよつと変だな」と感じたら、早めにかかりつけの医者に相談してみましよう。

◇認知症を疑う日常生活の変化
○こんなことありませんか？
○同じことを何度も言った
○慣れているところで、道に迷う。
○財布を盗まれたと言って、さわぐ。
○以前よりだらしなくなつた。
○夜中に起き出してさわぐ。

問在宅介護支援センター
おおみ緑の里
☎(70)5146
杜の街 ☎(70)1666

農業委員会委員一般選挙

4月8日の任期満了に伴い、農業委員会委員一般選挙が行われます。

- ◇立候補予定者説明会
▶日時=2月9日(金)13時30分
▶会場=中部コミュニティセンター視聴覚室
 - ◇立候補届出書類事前審査
▶日時=2月20日(火)9時~16時30分
▶会場=中部コミュニティセンター会議室
 - ◇立候補の届出
▶日時=3月6日(火)8時30分~17時
▶会場=中部コミュニティセンター会議室
 - ◇投票日
▶期日=3月11日(日) (3月6日(火)告示)
- 問選挙管理委員会 ☎(70)0397

育つ 育てる



いじめの問題が新聞・テレビなどで大きく取り上げられています。親としてこの問題にどのように向き合ったらよいのか、子どもをどうしたら守れるのか頭を悩ませている方も多いでしょう。

何を「いじめ」とするかについては個人差もあると思いますが、わたしは「複数の人あるいは立場の強い人が、特定の人をターゲットに、継続して精神的または身体的な苦痛を与えること」とだと思っています。そして「いじめ」について考えるとき、「いじめは見えにくい」「一人で解決することは難しい」「2点をいつまでも留めておきたい」と思っています。

いじめのほとんどは、先生や親が知らないうちに行われています。プライドの高い子どもは、いじめられている事実を知られることを耐え難いと感じています。親の怒りや悲しみを恐れて話せない子どももいます。こいつはたごからいじめの気配を周りに感じさせない子どもが多いのです。ですから、子どもの振る舞いからいじめの有無を判断するのは限界があります。

ただ、身体的な暴力などは、一緒に風呂に入ったりすれば気付くことができます。子どもの学用品が頻りに壊れたり、「ういっ」「死ね」といった落書きがあれば気付くことができます。登校を渋るなどの原因に、いじめがあることもあり

ます。そんな中で子どもからOSが出された場合はいじめの兆候があるときは、迅速に行動を起こす必要があります。我慢させたり、「自分で解決しろ」などと突き放したりするのはよくありません。

子どもに対しては、その子のつらさを一緒に受け止め、全力で子どもを支えるようにすることがよいのではないのでしょうか。親の愛が後ろ盾にある子どもはずいぶん強くなれるものです。また、先生やカウンセラーなど周りの方と連携して対処の方法を考えると良いでしょう。学校の先生がいじめの事実を知らないこともありますが、感情的にならずに事実関係が明らかになるよう協力をお願いし、「これからどうしたらいいかを前向きに考えよう」とが大切だと思います。相談先も今はいろいろあります。周りの方との協力、ほとんどのいじめは解決できるとわたしは思っています。最後に忘れてはいけないのは、自分の子どもを加害者にしてはいけないことです。 Yankee先生と義家先生もおっしゃっていました。相手の子どもにどんな問題があるうと、いじめをしていい理由などありません。「いじめは人の心を傷付けるような行為だ」ということを繰り返し子どもに伝えていきたいものです。相手の心の痛みを知る想像力と感性、そして正義感を持つ子どもを育てていきたいものです。

問教育委員会管理課
エスボール指導員
☎(70)0072